

議事日程第10号

第3回大阪狭山市議会定例会議事日程 平成24年(2012年)9月3日午前9時30分開議

日程第1	発議第13号	会議録署名議員の指名について
日程第2	発議第14号	議会定例会の会期を定めることについて
日程第3	議案第50号	教育委員会の委員の任命について
日程第4	議案第51号	教育委員会の委員の任命について
日程第5	議案第52号	平成23年度(2011年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出 決算認定について
日程第6	議案第53号	平成23年度(2011年度)大阪狭山市国民健康保険特別 会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
日程第7	議案第54号	平成23年度(2011年度)大阪狭山市下水道事業特別会 計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第55号	平成23年度(2011年度)大阪狭山市土地取得特別会計 歳入歳出決算認定について
日程第9	議案第56号	平成23年度(2011年度)大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定)歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第57号	平成23年度(2011年度)大阪狭山市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	議案第58号	平成23年度(2011年度)大阪狭山市東野財産区特別会 計歳入歳出決算認定について
日程第12	議案第59号	平成23年度(2011年度)大阪狭山市池尻財産区特別会 計歳入歳出決算認定について
日程第13	議案第60号	平成23年度(2011年度)大阪狭山市水道事業会計決算 認定について
日程第14	議案第61号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部 を改正する条例について
日程第15	議案第62号	大阪狭山市防災会議条例及び大阪狭山市災害対策本

		部条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第63号	大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第64号	大阪狭山市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第65号	大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第66号	平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第3号)について
日程第20	議案第67号	平成24年度(2012年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について
日程第21	議案第68号	平成24年度(2012年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について
日程第22	議案第69号	平成24年度(2012年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第2号)について
日程第23	報告第5号	平成23年度(2011年度)大阪狭山市健全化判断比率の報告について
日程第24	報告第6号	平成23年度(2011年度)大阪狭山市資金不足比率の報告について
日程第25	報告第7号	平成23年度(2011年度)財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算報告について
日程第26	報告第8号	平成23年度(2011年度)大阪狭山市土地開発公社事業会計決算報告について

発議第13号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第81条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生

記

4番 中井新子

5番 林 憲一郎

発議第14号

議会定例会の会期を定めることについて

平成24年(2012年)9月議会定例会の会期を下記のとおり定めることについて、大阪狭山市議会会議規則(昭和62年大阪狭山市議会規則第1号)第5条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生

記

平成24年(2012年)9月3日～同年9月26日

議案第50号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

住所 大阪府大阪狭山市茱萸木八丁目1590番地の1
(2-1406号)

氏名 瀬川武美

昭和23年2月11日生

議案第51号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

住所 大阪府大阪狭山市大野西1475番地の12

氏名 小林光明

昭和28年7月30日生

議案第52号

平成23年度(2011年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出
決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成23年度(2011年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第53号

平成23年度(2011年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計
(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成23年度(2011年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第54号

平成23年度(2011年度)大阪狭山市下水道事業特別会計
歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成23年度(2011年度)大阪狭山市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第55号

平成23年度(2011年度)大阪狭山市土地取得特別会計
歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成23年度(2011年度)大阪狭山市土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第56号

平成23年度(2011年度)大阪狭山市介護保険特別会計
(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成23年度(2011年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第57号

平成23年度(2011年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成23年度(2011年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第58号

平成23年度(2011年度)大阪狭山市東野財産区特別会計
歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成23年度(2011年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第59号

平成23年度(2011年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計
歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成23年度(2011年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第60号

平成23年度(2011年度)大阪狭山市水道事業会計
決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成23年度(2011年度)大阪狭山市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第61号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の
一部を改正する条例について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年大阪狭山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

大阪狭山市防災会議条例及び大阪狭山市災害対策本部条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市防災会議条例及び大阪狭山市災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

大阪狭山市防災会議条例及び大阪狭山市災害対策本部条例の一部を改正する
条例

(大阪狭山市防災会議条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市防災会議条例（昭和39年大阪狭山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和36年法律第223号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「の各号」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて大阪狭山市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中「の各号」を削り、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 若干名

第3条第6項中「前項第7号」の次に「及び第8号」を加える。

(大阪狭山市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市災害対策本部条例（昭和39年大阪狭山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例

大阪狭山市下水道条例（昭和62年大阪狭山市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項の表中「700円」を「900円」に、「89円」を「112円」に、「106円」を「133円」に、「125円」を「156円」に、「143円」を「178円」に、「185円」を「230円」に、「214円」を「265円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市下水道条例第16条第1項の規定は、平成25年4月分として徴収する使用料から適用する。

議案第64号

大阪狭山市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する
条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

大阪狭山市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成7年大阪狭山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「250円」を「500円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第65号

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例

大阪狭山市火災予防条例（昭和37年大阪狭山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「以下のもの」の次に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（急速充電設備）

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設

備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

第12条第2項中「前条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号の2」を「第11条第1項第3号の2」に改め、同条第4項中「前条第1項第7号」を「第11条第1項第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この条例による改正後の大阪狭山市火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第66号

平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正
予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第67号

平成24年度(2012年度)大阪狭山市国民健康保険
特別会計(事業勘定)補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成24年度(2012年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第68号

平成24年度(2012年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成24年度(2012年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第69号

平成24年度(2012年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成24年度(2012年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

平成24年(2012年)9月3日提出

大阪狭山市長 吉田友好

報告第 5 号

平成 23 年度 (2011 年) 大阪狭山市健全化判断比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 23 年度 (2011 年) 大阪狭山市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

平成 24 年 (2012 年) 9 月 3 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.11)	— (18.11)	10.0 (25.0)	16.5 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

平成 23 年度 (2011 年) 大阪狭山市資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、平成 23 年度 (2011 年) 大阪狭山市資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

平成 24 年 (2012 年) 9 月 3 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	—
下水道事業特別会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

報告第 7 号

平成 2 3 年度 (2011 年度) 財団法人大阪狭山市文化
振興事業団事業会計決算報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、平成 2 3 年度 (2011 年度) 財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算について別紙のとおり報告する。

平成 2 4 年 (2012 年) 9 月 3 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

平成 23 年度 (2011 年度) 大阪狭山市土地開発公社
事業会計決算報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 23 年度 (2011 年度) 大阪狭山市土地開発公社事業会計決算について別紙のとおり報告する。

平成 24 年 (2012 年) 9 月 3 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好